要求事項

(一)従来ノ常備賃金以上ノ諸員賃金ハ従業員七分、会社側三分トス

(二)不安定ニ対スル賃金ヲ差別ザル事

(三)解雇者相当者ノ復職ヲ認ムル事

解決事項

(一)(二)撤回

(三)業認、但シ二十日間謹慎ノ事

(協調會勞働課)